

和歌山県を含む全都道府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う町民の皆様へのお願いについて

令和2年5月6日

印南町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 印南町長 日裏 勝己

令和2年4月16日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、当該新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして「緊急事態宣言」がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間・区域として、5月6日（水）までの間、和歌山県を含む全都道府県が新たに公示されましたが、5月4日の政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言」の実施機関が5月31日（日）まで延長されました。

また、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に必要な協力要請がありました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、町民の皆様に感染予防、感染拡大防止に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることになりますので、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

《町民のみなさまへ》

（外出のさらなる自粛をお願い）

- (1) 外出については、「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛について、厳に自粛を要請します。
- (2) 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をして外出しないようにお願いします。
- (3) 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り、人と人との接触機会を少なくするようお願いします。
- (4) その他一般的に、外出については、必要性をよく考え、どうしても今日必要ではない外出は、先に延ばしていただくよう自粛をお願いします。

（県外との往来の自粛）

- (1) 県外への不要不急の往来の自粛をお願いします。
- (2) 県外からの訪問客の受け入れの自粛をお願いします。
- (3) 県外へ通勤している方については、できる限りテレワークを活用するなど、往来のレベルを下げていただきますようお願いいたします。なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は下記の相談窓口にご相談ください。

《商工観光労働総務課 TEL 073-441-2725 平日9:00~17:45》

- (4) 県外への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、県外への往来自粛をお願いします。

(県外から帰省された方・転勤された方について)

- (1) 県外から帰省された方及び転勤された方には、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いします。
- (2) ご近所で、県外から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。その際、それが難しい場合は、直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

(感染予防と感染拡大防止)

- (1) 咳エチケットや手洗い等、基本的な感染対策を継続してください。また、咳や発熱等の症状が見られる場合は、まずは御坊保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- (2) 県外からの積極的な誘客等は控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 会食やカラオケ等で、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重なるような集まりを避けてください。
- (4) イベントや会議の実施については、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底が大前提ですが、そういった準備が整わない場合には自粛をお願いします。

(集団生活を行っている施設へのお願い)

- (1) 職員（調理従事者含む）はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状況についても自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。
- (2) 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
- (3) 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で保健所に相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。
- (4) 面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

(事業者の取組)

- (1) 換気の悪い密閉空間に、多くの人が集まり、間近で会話や発声をするような環境を作らないようお願いいたします。特に、観光業やサービス業に携わる事業者の皆様については、例えば、換気励行や会席時の顧客同士の間隔を空けるなど、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底をお願いします。
- (2) 顧客の対応にあたっては、咳エチケットや手洗い等、感染の防止を徹底してください。また、至近距離での会話を避けるようにしてください。
- (3) 時差出勤やテレワーク等の在宅勤務の制度がある場合は、積極的な活用を推進してください。また、制度がない場合は、速やかな導入をお願いします。さらに、従業員等が休暇を取得しやすい環境づくりについて配慮をお願いします。

- (4) 県外から通勤されている従業員等については、可能なら在宅勤務を織り交ぜた勤務など、働き方の工夫をお願いします。
- (5) 県外への出張等はできるだけ先送りするなど調整をお願いします。
- (6) 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させ、まずは御坊保健所または県庁健康推進課への連絡を促してください。

（営業自体の自粛の法的要請等）

- (1) 緊急事態措置が出ている間、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づき、和歌山県から休業要請が出ています。休業要請の対象となる施設の 카테고리 及び具体的な対象業種については、和歌山県ホームページでご確認ください。
- (2) 「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」については、休業要請の対象となる施設以外にも県外からの観光客の来訪が予想される施設となり県外からの訪問客の受入について、自粛をお願いします。また、県外からの予約等があった場合、旅行の自粛を働きかけるなど強力な取り組みをお願いします。

（県外からの訪問者の受入自粛の徹底）

- (1) 「休業要請の対象施設」及び「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」以外にも、観光・レジャー向けの施設の皆様には、県外からの利用予約があった場合は、相手方に対して旅行の自粛を働きかけるなどの取り組みをお願いします。
- (2) その他、今一度、それぞれの業務の中で、県外からの訪問がないかどうかにご注意いただき、業務を調整するなどして、県外からの訪問者の受入自粛をお願いします。

（感染者患者や関係者等への配慮）

新型コロナウイルス感染者患者やそのご家族及び対策に携わった方々等に対して、誤った情報や不確かな情報による不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害があってはなりません。

情報が正しいかどうかの確認については、御坊保健所または県庁健康推進課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関連する正しい情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いします。

町民一人ひとりが今回の要請の趣旨をご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	連絡先
県庁健康推進課	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800
御坊保健所	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004
県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡専用ダイヤル	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800 【ネット】 https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L